

令和7年度 入間市観光協会観光イベントチャレンジ補助金実施要領

1. 趣旨

この補助金は、新たに入間市の観光誘客及び賑わい創出に繋がるイベントを行い、地域経済を活性化させる事業を行う者に対し、市内外へ向けたPRにかかる経費に対して補助を行うものです。

2. 補助対象事業

補助対象事業は、市内で開催する観光イベントであって、次の要件を満たすものとします。

- (1) 政治活動又は宗教活動を目的としないこと。
- (2) 公序良俗に反しないこと。
- (3) 補助金の交付を受けようとする年度内に完了する事業であること。
- (4) 補助期間終了後も継続的な実施が見込める事業であること。

3. 補助対象者

補助対象者は、次の要件を満たすものとします。

- (1) 市民、市内事業者等で構成された団体であること。
- (2) 市内を主な活動拠点としていること。
- (3) 入間市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第2条第2号に指定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有するものでないこと。

4. 補助対象経費

補助対象経費は、補助事業に要する経費のうち、市内外に向けたPRに関する経費であって、次に掲げるものとします。

- (1) 印刷製本費（ポスター、チラシ等）
- (2) 広告料（テレビ、ラジオ、雑誌、デジタル広告等）

※ 他の補助金等の交付を受けているもの及び受けられる経費は対象外となります。

5. 事業実施期間（令和7年度）

令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）

6. 補助金の額

補助金の上限額は50,000円とします。ただし、補助事業にかかる総支出額の2分の1の額又は補助対象経費の合計額のいずれか低い額とします。

※補助金の交付は、同一年度につき1団体1回までとし、3回を限度とします。

7. 補助金交付予定件数

3件（3団体）

8. 募集締め切り（令和7年度）

令和8年2月27日（金）まで

9. 審査・採択・決定

(1) 募集期間内に交付予定件数を上回る申請があった場合は、先着順とします。

(2) 審査基準は、概ね下記のとおりです。

- ・観光客を誘引し入間市の賑わい創出に繋がるものであり、かつ参加者に対して市の魅力が伝わるものであること。
- ・新規の取り組みかつ補助期間終了後も継続的に実施できる事業であること。

10. 申請方法

入間市観光協会観光イベントチャレンジ補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、下記の提出先まで提出してください。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 団体の構成が分かる書類
- (4) その他会長が必要と認める書類

※ 補助事業の着手前に申請ください。

1 1. 申請書類の提出先

〒358-8511 入間市豊岡1-16-1 入間市役所商工観光課内
入間市観光協会事務局 TEL/FAX:04-2964-4889

1 2. その他

事業終了後に入間市観光協会観光イベントチャレンジ補助金報告書(様式第6号)に、
次に掲げる書類を添えて、提出してください。

- (1) 収支決算書(様式第7号)
- (2) チラシ、パンフレット等補助事業の実施に伴い作成したもの
- (3) 事業の実施状況が写真等で確認できる書類
- (4) 補助事業に係る領収書又は支出を証する書類の写し
- (5) その他会長が必要と認める書類